

日本における国語の管理制度の確立過程

—筆記言語偏重から音声主義的な言語モデルへ—

Dr. Adel Amin SALEH

Associate Professor of Socio-linguistics Studies, Cairo University

I はじめに：筆記言語偏重である日本の言語状況

1. 日本は、文化的にも言語的にもヨーロッパより早く「世俗化（政教分離）」した。その理念の下で、ラテン語がローマ帝国の公式言語であると同時に19世紀後半までカトリック教会の宗教語であった状況とは異なり、中国から導入された純粋な「漢文（以降漢文語と称する）」は、時間が経つにつれて「日本“語”」と化し、江戸時代に至るまでに、複数の「書きことば」に分かれる。平安時代になると、日本固有の文化である「仮名」が発明された。平仮名は「習字の場で、漢字を流れるような崩し書きにして行く、ということから」生まれたのに対し、片仮名は「漢文訓読という言語生活の場から」¹生まれ、両者は異なる言語状況で成立した。それも、宗教とは関係なく、もっぱら漢詩文を日本のことばへ訳したり解釈したりするためや、「ヤマトことば」を自由に表記するために、仮名が発明された。平仮名と片仮名の使用拡大及びその発展過程に、筆記言語としての新たな文体、つまりヤマト文字として発明された仮名の影響で漢文語が複数の言語変種に分断されてきた。その一つには、古典アラビア語やラテン語に当たる純粋な漢文語に対して、学術・公式・翻訳文の言語として成立した「漢文訓読体（漢文語の直訳すなわち漢文書き下ろしの文体）」があげられる。そのほか、和文（中古の女流文学の文章様式・国語学の文章等）が確立した。和語は平仮名を中心に用い、漢字を用いることがあっても稀である。また、鴨長明の『方丈記』にみられる随筆文や紀行文などが「和漢折衷体」で記されたのに対し、武家時代以降の武士による公式の文体は「漢文・候文」に近く、武家の女子は和文を学び、庶民の文学は雅俗折衷文・口語文で書かれる、などの様々な「文語」が混在していた。このように、書き手と言語変種と書かれる内容との間には対応関係があり、²その意味で、筆記言語偏重という言語認識の秩序が成立した。さらに、いわゆる「言文一致（話し言葉を書くという意味）」にしても、実際のところ、文語体においてその語尾のみを口語化するだけであり、しかも「その語尾は江戸弁」であって、明治以降の言文一致とは「新たな『文』」であり、また、その標準語として、日本全域に、それを『話す』ように強制された³わけである。

幕末から明治前半にかけて、筆記言語に偏重した「日本語」内の様々な言語変種が混用された。坪内逍遙が明治24年10月20日に発表した論文の中で、このような複雑な言語状況を「文体粉乱」と名づけたが、やがて漢語漢文・漢文訓読体・候文は次第に、「和漢

折衷体」に吸収されていった。明治前半、従来通りの「漢文訓読体」と、それに併用された「和漢折衷体」は、「漢文・和文の要素に、欧文や日常談話の要素を加えて、次第に洗練されていき、『明治普通文』と呼ばれる文体ができあがった（中略）これは、和語・俗語を取り入れた点で、純粋な漢文訓読体とは異なっていたが、基本的に漢文訓読体の文法に基づいた⁴ 文語であった。しかし、明治時代の言語状態について、言語問題と深く関わった明治時代生まれの第一世代の上田万年が、国語は耳だけでは理解できず、違う言葉けれども同じ音の言葉、あるいは発音だけでは何か分からない言葉がたくさんある⁵ と証言していることから分かるように、日本語の特徴は漢語を基本に筆記言語偏重にあった。この論点についてももう少し論証すべきだが、今回は研究の対象外なので別な機会にする。しかし、日本語の特徴が筆記言語偏重にあった根拠を次のように簡約すると、①何世紀も続く日本の「言語」では、標準的ことば、若しくは「言文一致」的な言語形態が成立したとしても、日本語の特徴は圧倒的に筆記言語に偏重したものであったこと。ゆえに、②江戸時代から識字率が高く、日本語が伝統的に筆記言語を尊重する傾向を持っていたこと。日本語の標準語形成期に音声メディアが未熟であったこと、言文一致が小説を書くための文章をつくるという目的意識に支えられていたこと。日本は常に序列的な社会であったこと、などが原因としてあげられる。ゆえに、西洋諸国で試行された音声主義に成り立つ話し言葉重視の「俗語改革」に当たる「言語改革」が、文芸ジャンルを除いて、「言語スタンダード」づくりに失敗の結果で終わったと思われる。

さて、「日本語」内の多様な言語変種間で起こった「言語紛争」は、どのように解消され、筆記言語というよりも、むしろ「音声主義」に基づく「言語改革」に展開するに至ったのか。その答えは、色々な観点から捉えられるが、言語の方向付けを操作できる国家の言語政策以外の何物でもない。

2. 「言文一致体」及び「近代文体形成」の史的な研究分野において、豊富な研究蓄積をあげた山本正秀によれば、言文一致運動は明治 23～27 年の停滞期ののちに、28～32 年の自覚期を経て、33～42 年に確立期を迎える。平井昌夫も国字改良運動に関して、明治 28 年に節目を見いだしている。⁶ したがって、明治 28 年に、国語改良運動の節目をおくことは妥当であろう。明治 28 (1895) 年を境にして国語改良運動は高揚し、当時の『太陽』などの印刷物をみても、国家の関心事や一般の世論になっていく。しかし、明治後半において行われた言語改革は多くの変遷を辿ったと思われる。それ以前、筆者が別の論文⁷ で説明しているが「漢字廃止論」、「かな」・「ローマ字」採用論を前提に「言文一致」運動といった民間系の欧化主義「俗語改革」及び「文字改革」が中心に行われてきた。

一方、国語 (= 日本語) というイデオロギー装置が、日本人という国民意識の形成、日本国民統合の現実にかに強い関わりを持ったのか、そのプロセスを具体的に示した主な研究者として、酒井 (1996)⁸ とイ・ヨンスク (1996)⁹ の論述があげられる。

酒井は、言語が統一体として存在しえないものであることを前提とした上で、近世期、特に 18 世紀に焦点を当て、日本語が統一体として作り出されることで、「日本人」が「死産」

されたプロセスを描きだしている。実際にあったとは証明できないが、過去にあったはずのものとして作り出されたという意味で、酒井はこの日本語を「死産としての日本語」と呼ぶ。この日本語の発明の中核をなす議論として取り上げられているのは、「話しことば」の発明である。近世期に国語形成の端緒を見る酒井とは異なり、イ・ヨンスクは国家という政治的統一体と結びついた「国語」を、近代固有の表現と捉える立場である。近代以降を対象に、主に国語学者・官僚学者の言語思想を取り上げ、いかに「国語」という統一体、「国語＝日本」という図式が構想されたのかを跡づけた。

国語改良の問題は、国粹主義が芽生え始めたころ、当時の識者の関心をよび、国民の自覚をうながす上で相当役立ったと思われるが、この問題が一応学術的な基礎の上に立って議論されるようになり、また政府機関として出発するに至ったのは、文部省に国語調査委員会が設立された以降のことである。本稿では、明治政府が管理制度を国家の優先課題とするようになった裏づけを考察し、日本で初めて組織された言語アカデミーにあたる「国語調査会（1902年）」の位置づけを、社会言語学的に論ずることとする。また、日本の近代化における言語の役割を、「国語管理制度」の観点から捉える。なお、「標準語」の形態選択・採用が正当化されるための思想的な根拠及び国家的な介入を、言語的社会的な経緯で論ずるのみで、「標準語」の文章構成などの文法分析を今回は行わない。

II 国語調査会の設置背景

言語学の導入・創られてゆく「国語」概念

音声・話し言葉としての生きた言語そのものの本質が根本的に改良され、「文字」は単なる道具として見なされる、という新たな言語認識が芽生えた背景には、言語学の導入及びその重要性が認識され始めたことや、「国語」がナショナル・アイデンティティーとして見なされるようになったことがあげられる。前者の場合を論ずるならば、言語学を「博言学」と呼び、それによる言語問題解決のための重要性に初めて注目し、本格的に働きかけた加藤博之らの功績が欠かせない。後者の場合、「国語」と「国家意識」とを結びつけ、いわゆる日本型の言語ナショナリズムに代表される理論を種々の言語政策の提言で具体化し、誰よりも早く取り上げたのは上田万年であった。国語問題について論じた思想家は多数いたが、近代言語学の重要性に注目し、それに基づく理論に展開させた思想家の中で、特に加藤博之、関根正直と上田万年らの論述は、言語認識への変遷及び国語概念への確立に極めて影響が大きかった。以下にこれらの論述も踏まえて、国語調査会の設置とそれに基づいて成立する「標準語」概念、「国語認識」が形成される経緯について考察する。

1. 加藤弘之と関根正直の国語論

東大総長などの歴任を経て、「国語調査委員会」の設置を働きかけた加藤弘之（1863～1916）は、言語の統一の確立が極めて重要な課題であるとの認識を持っていた。その大きな目標を実行に移すには、「邦語ヲ修正シ文法ヲ設定スル」ことを緊急課題として、「博言

学 (Philology)¹⁰ の導入確立を明治 13 (1880) 年から訴え始めた。加藤は「言語学」の重要性、導入意義、方法論について『東京学士会院雑誌 (明 13)』に投稿した。それによると、人類言語の根源から始まって地球上のさまざまな人種の言語の起源や歴史や種類や性質などに至るまで研究する博言学を学ぶことによって、「邦語」を修正して文法を設定しようとするならば、まずはこの博言学によって東洋・西洋の諸国語について大まかに知り、その長所・短所、得るところ・失うところなどを研究し、その後で初めてこれに着手すべきである¹¹ と加藤は述べる。その論述を読むと、加藤が「博言学」を通して、日本語は系統的に中国語に属するものではないという認識があったことが分かる。「邦語は、中国の言語などとはまったく違う種類のもので、アジア北方の言語に属していて、満州・モンゴル・朝鮮などの言語と同じ起源を持つ」ものである。ゆえに、言語学によって日本の言語の全体像をよく知ることができれば、邦語の修正にとって得るところが多く、大いに利益となる。加藤は明治初期の日本社会が抱えている言語状況の混乱を念頭に置きながら、少なくとも西洋的な「言語政策」モデルの導入を積極的に働きかけた。

加藤は邦語を制度として管理する前に、優れた秀才 1、2 人に博言学の学習を命じてヨーロッパへ留学させるべきだと述べ、当時の文部卿に「数年の学習研究を積んで帰国してから初めてこうした大きな事業に着手することを望む」と提言した。加藤は言語学の導入を訴えた 10 年後の明治 23 年に、東京帝大総長に就任した立場から上田万年を推薦し、西洋の言語学研究方法を学習するため、フランスとドイツに留学させた。

さらに、上田が留学中の 20 年代半ばに入ると、和学者による古典語の復活は可能かという議論に対し、山本正秀の指摘にもあるように、停滞していた「言文一致体」論を念頭におきながら、社会進化論者でもあった加藤は明治 25 年に「日本語学の事につきて (国語伝習所に於て)」という講演を行い、以下のように論じた。

今の古いことを其儘に保存して往くと云ふことは其志を達することが出来ぬ又今日の俗語で言文一致にすると云ふこともできぬ。何うぞ日本の言葉の性質を持て居る者は疵を付けぬ様に今日に適して往くことが必要の事である。けれどもど六ヶしいことで余程至難の業であらうと思ふそれは是迄に日本の語学をした先生並に西洋の学問をした先生で殊に西洋の学問をした人の中でも深く言語学を修めて西欧の学問を比較して研究した人が出て来て其人の力で互に力を合わせて今の大業を企てると云ふことが大切であらうと思う

また同じ講演では

日本語の性質を破らすしてそうして六ヶしくなく事の分る様になることが必要の事であらうと思ふ併し乍ら私にどうしたら善いと伝ふ様な考へは少しも出来ぬ。日本の語学も知らぬし今の一体の言語学と伝ふ者も知らぬから或は今お話した道理が間違ッて居るかも知らぬが併し大切なことであるから御相談して見たいと元来考へて居たこ

とである¹²

加藤弘之が、「博言学」と「国語学」の概念を論述するのとはほぼ同じ時期に、関根正直らはその定義をさらに発展させ、国語認識が新たな展開を迎えてゆく。

関根正直が論文「国語ノ本体并ヒニ其価値」を、明治21年に発行された『東洋学会誌』第二編第三号に載せた。論文自体は言文一致に近い「新和文体普通文」¹³の論であったが、関根の論文では、「国語」が当時“language”の対応語として定着していたことに対して、むしろ「国文」という用語の方が適切であることを述べた。その理由は、国語の「語」とだけ言ってしまうと、単語の事を指すものと思われてしまうからだ。関根は初等教育で漢語ばかりを教授される「国語」を強く批判し、「国語学」のあるべき姿とは日本国の語法（文理）を研究する学問であると定義した。これは「今日通用している言語こそ、国語の本体（本質）」であり、その研究対象は「わが国固有の文法を標準と見なす」べきである。関根が「国語学」概念を使いながら、その重要な趣旨は「今日通常の語法文格を研究し、今行われている粗末で錯雑とした法則性のない意味不明な（不法不通の）言文を正しく改めて、通じやすく、混ざったものがないように、規則正しい文を書こうとすることこそ、国語学の本質」だと考えた。¹⁴

関根によれば、国語学の研究によって期待できる主な効果とは、「平常の言語」と「文章上に、あまりにかけ離れない（懸隔せざる）文が現れて、社会に大いなる便利をもたらす」ことである。関根はこのように、国語の本質を今日の普通の言文だと言う。

此の学の本来の意義は今日の普通の語法文格を改新し、雅正な国文を一定することにある。したがって、言文一途の理論をも講じて平常の談話と文章と甚だしく隔絶しないようにして、一般に役に立つようにすること。

さらに、関根は加藤弘之と同様に、ヨーロッパで行われてきた国語政策・国語とアイデンティティーとの関係を頻々に紹介し、日本においても「国語」の形成を訴え、それを実現することによって、日本は外国に対して固有の文化を持ち、自立を維持できることを強調した。

外国に対して国語の基礎をしっかりとさせ、日本の語法はこのようなるものであると外人にわからせ、純然たる特有の文体によって、国家の独立を認めさせることこそ、大きな趣旨なのだ。

関根正直の論文「国語ノ本体并ヒニ其価値」の後半では、後に論ずる上田万年の「国家と国語」と「民族の精神」との密接な関係という主張と理論的に関連付けられる。

国語は国民一統に貫通する一国特有の現象で、国民の精神気象好尚習慣などと同じで、

独立国においては必ず存在してあるべきもので（略）、そもそも人類が集合して一つの国家を形造るためには、一統に貫通する様々な結合の分子があって、各自の間が離れることができない感覚があるもの

だと述べた。国語の価値とは最も「結合力の強い部分の役割を担う」もので、外国に対しても同胞一体を確約するものであり、国語が一定することは国家の独立を断定するために十分な価値を持っている。

そして、日本における国語とは「確固たる道德の標準」となり、「国民の気象感情を一つにする宗教が一統しないし、又独立の国の制度を代表して国民の元気に大いに関係をもつ国語はだんだん外国に圧倒される形勢」にある。

関根正直が上記の国語の「本質」及び価値観を論じたが、当論文の最後に、その国語に対して憂える人がいないことに不満を著した。「そもそも社会が旧から新へ移る間を継続して、新社会構造の基礎となるものは宗教と言語の二つの大きな原質に勝るものはない」と述べた。日本という一国家のため、一文学のため、日本に住む人々が国風国情を失わないためには、「国語」イコール「愛国の精神」の認識を持つ人材を育成することが必要不可欠であると論じた。

このように、加藤弘之と関根正直の論調は、言語学導入・国語学概念の成立、そして国家の結合ファクターの一つである国語形成の必要性を訴えたことによって、この時期の世論に強く浸透したのである。このような「一国民」イコール「単一日本語」という図式を強く引き受け「言語ナショナリズム」に展開させたのは、後に見当する上田万年であった。

関根正直¹⁵や加藤博之らのこれらの論述によって、日本において初めて「国語学」という新たな学問の扉が開かれた。やがて、ドイツから帰国した「官僚的な国語学者」たる上田万年が、その作業を受け継ぐことになった。

2. 新たな「国語認識」と標準語概念

一上田万年における「国（家）語」概念をめぐって一

西欧の言語学研究方法を紹介し、国語政策に種々の提言をした明治時代生まれの上田万年（1867-1937）は、国家による国語の統制を訴えただけでなく、実際に国家への働きかけを行うことによって、市民系の国語改良運動を国家による国語の管理・統制、つまり国語政策へと転換させた。留学から帰国した上田万年は、明治27（1894）年に、国家のために国語が如何に重要であるかを主張し始めた。

上田万年¹⁶が明治27（1894）年10月に発表した「国語と国家と」という大論において、まず国家概念を以下のように定義している。

一定の土地に住んで居る、一人種或は数人種の結合にて、其結合は生活上共同目的を達するために、法律の下に統一させらる者を云ふ。故に此国家と云ふ観念の下には、第一土地、第二人種、第三結合一致、第四法律、この四つの者が欠くべからざる要素

として存在する¹⁷

上記の国家概念の定義は、近代ヨーロッパにおける国家の伝統的定義と同様のものとみられるが、その結合要素に上田が仮説を立てた「国体観」と「国語」と「国民」との関係が安易にみてとれる。

上田は国家の隆盛あるいは衰微滅亡は国家の結合要素に左右されると論じた。上田は、まず「土地」の独立性を強調した。次いで「人種」については、「日本帝国」はたとえ少しの「帰化人」がいるとしても、一つの民族が「発達」して一つの国家を形成した国であり、日本人が一つの国民として団結するために、問題は全くないという。さらに三番目に挙げた¹⁸「結合一致」において上田は、共同生活をするためには、土地や人種が一つであることが前提となる重要な要素であることを重視したうえで、その結合一致を目的に制定した法律が重大な要素であることを説明した。そして、それら以外の結合一致の要素には「歴史及び慣習」、「政治上の主義」、「宗教」、「教育」¹⁹が重要な要素とされているが、中でも言語を重大な一要素として取り上げた。

上田はドイツの留学中に実感した“**Gemeinsprache**(=標準語)”を念頭に置きながら、近代国家において、政治理念として大いに機能した国語を熱心に紹介しようとした。彼は、ヨーロッパの各政府が自国語を尊重し、熱心な言語政策を通して、言語によって全国民を結び付けようとしていることに注目し、英国議院でウェールズ語やゲール語が、フランス議会でバスク語やブルトン語が採用されていないことも指摘した。

一国家には、「国民を解き下して、国家の下にある一人種或は数人種の義なりと云ふ」と断言した上田は、「大和魂」という用語を使いながら、国家が成立する前には、必ずそこに中核となるべき一つの人種があることを認めるべきであることを強調した。日本の場合、「殊に一家族の発達して一人民となり、一人民発達して一国民となりし者にて」であるから、神皇藩の違いがあったが、今ではこれらの違いはなくなっている。「われわれ日本国民が協同の運動をなし得るのは、主としての忠君愛国の大和魂と、この一国一般の言語とを有つ大和民族」によるものである、と上田は主張した。このようなナショナル・アイデンティティーに内包される言語の一致と人種の一致は、国家においてコインの裏表と同様の存在である。上田の見解では、両者の実現に奉仕する人が、日本人民を愛し、日本帝国を守る勇者である。その観念では、少数民族も少数言語も大民族・大言語に吸収されるようになる。このように、日本語内の少数言語も東京以外の方言も意図的に「国語」成立のために減滅される、という理論が正統化される。明治政府に設置された「国語調査会」に現れたこの新しい近代化を体現した言語観は、本来、イデオロギーとして加藤弘之・上田万年、そして後に取り上げる保科孝一などが抱いた文化的「同化思想」の主張の現れであり、さらに「言語による同化思想」が、それに加えられることによって拡大化したものである。

上田万年の「国語と国家と」の論文における最も重要な知見の一つが、マクス・ミュラーの「言語即思想」を抜粋しながら、それを「言語即具形的思想」に改めた点である。つま

り、言語とはそれを話す人の精神活動である思想と感情が外に出て化身したものだ、と見なすことができる点であった。この認識が、「国語調査会」に発表された方針事項に強く反映されたことは注意すべきだ。

上田によると、言語はこれを話す人民にとってはちょうど血液が肉体上の同胞を示すように、「精神上の同胞を示すものにして、之を日本國語にたとへていへば、日本語は日本人の精神的血液」である。日本の国体は主に「この精神的血液で維持せられ、日本の人種はこの最もつよき最も永く保存せらるべき鎖の為に散乱せざるなり」という。ゆえに、大いなる困難が襲ったとき、声が聞こえる限り全日本人同胞はいつでも耳を傾け、いつせいに「君が八千代」を祝う一種の天国の福音であることを唱えた。上田が使った「福音」の用語の意図は、世代から世代へ響く話し言葉に神秘性が与えられ、それに対する従来の価値観を崩すことである。その「福音」が「国語調査会」の方針事項に十分に取り入れられたことはいうまでもない。上田の論文「国語と国家と」や、後に詳述する「標準語に就て」でも上田が主張するように、「理想言語」である「規範化される話し言葉」は日本人の精神的血液であり、日本の国体はこの精神的血液で維持されると共に、一種の教育者、いわゆる「慈母」として国民的思考と国民的感動力とを教えるものであるから、国に定まる「国家語（＝国語）」を愛護しなければならないことを強調した。

偉大なる国民は必ず早くからこれを見抜き、「情の上より、其自国語を愛し、理の上より其保護改良に従事し、而して、後此上に確固たる国家教育を敷設す²⁰

上田が「国語と国家と」論文を発表したのは、1894年10月8日であった。その翌月の11月4日「国語研究会」にて、「国語研究に就て」²¹の講演を行い、当研究会の設けられた動機及び意図を発表した。本講演において最も重要な論点は、国語調査会の促進を訴え、現生活に用いられる語彙（俗語も含む）の地位の昇格を求め、情熱のこもった「国語愛」を述べたことであった。

講演では、国語研究会が単に日本全国に通じる言語を作り出すだけでなく、東洋の学術・政治・商業などに関わる人々、例えば朝鮮人・中国人など、区別なく誰でも知っていなければならない東洋全体の「普通語」をも作り出すことを述べた。上田は今回、「国語」普及という新たな認識を目の当たりにしたが、その「国語」が生まれ変わるには絶対必要な条件がある。列挙された条件の要点は、依然として尊重される上位言語である漢文・漢語に対して、下位言語として見下される「俗語」に対する偏見を改めることであった。

上田は、昔から伝えられた「国言葉」の意味を漢字に従わせてばかりいるようになったことを述べ、漢字漢文に支配されている日本語の現状に対する厳しい見方をとった。彼は、漢語でなければ詔勅も出されず、論説も書けず、社会での地位もとにかく得られないという状態が不健全であると述べ、「俗語」の文脈で書かれた文章が「漢文直訳流」のように社会に評価されないことを強く非難した。結局、上田は「日本語」の言葉を、せめて漢語と同等の品格に向上させることを、国語形成の第一条件とした。

第二条件は、国語研究が比較の視点から行われることである。本論において、筆者は日本語内の「二言語併用」状況を日本語の特色であると指摘したが、この状況に上田は注目した。上田は、当時の言語状況には文章上の語と談話上の語の二種類があることや、国語学者の従来の研究が主に文章上の漢語のみを調べて、談話上の語のほうは、ほとんど研究対象としていないことを指摘した。²² 故に、まず国語学の研究には他の国語の知識を必要とし、厳密な帰納法の論理を用いて、他の国語の知識を有することを強調した。

第三条件は、国文と国語の研究との区別を行うことである。上田は、「国語」を研究対象とする「言語学」を国家優先事業として要請した加藤弘之の主張をうけて、「国文学」と「国語学」との区別を宣言し、具体的かつ積極的に提言したのである。上田は、国文学が主に「日本特有の文章、美文の発達」などを研究するのに対し、国語学は、主に「日本の言葉であり、特に日本の言葉の法則」について研究するものであると主張した。この点において、上田万年の論調と関根正直の論調とはよく似ている。

上田の見解では、国語学は、国文学者の言葉など日本語の一部分だけを日本語として研究しているので、ほかにも大工・左官の言葉や奥州・薩摩の方言も同じように、その間に序列をつけず、新旧・東西・男女を問わず、全ての人の言葉について調査を行い、全ての人が自然且つ明瞭で正しく話し、正しく読み書きできることを実際の究極的な目的とした。この言葉をさらに磨くことは、国文学者にまかせると主張した。要するに、哲学者、実業者など、皆がごく自然でごく簡単に覚えられ、誰にでもすぐわかるような言葉と文体が大いに必要とされていることを述べ、国語学の成立を訴えている。

3. 「標準語」概念への展開

—上田万年・岡野久胤を中心に—

「標準語」という用語は、上田万年と同じ時期に言語学的な論述を書き残した岡野久胤の論文「標準語に就て」²³などに使われるようになった。岡野久胤の論文の対象である「標準語」概念が定義しているように、「標準語」は東京の中流階級の使う言語変種を指すものである。このような定義が世論に平凡に取り上げられたことは、やはり19世紀末から20世紀初期にかけての国語概念に対する新たな認識と、それに続く「国語」管理制度設立に深い関係がある。「標準語」概念が論述に頻々に現れたのは、「国語調査会」が設置される数年前のことであったが、両者の関係を論ずる前に、「標準語」概念が定着する過程を、まず述べる必要がある。

後に論ずる岡野久胤の見解を検討するが、標準語を導入し、国粋主義に基づく明白な定義を行ったのは、上田万年であった。上田万年のその論述によって、「標準語」概念が定着したということは、国語論者が今後の言語改革の方向性を十分に認識するようになったことを意味していた。

上田万年は、明治28年(1895年)に発表した「標準語に就きて」の中で、西洋諸国の先例を参考に、日本における標準語の選定の必要性を述べ、その概念を定義した。冒頭に、“standard language : *Gemeinsprache*”を「標準語」に訳し、「一国内に話され居る言語

中にて、殊に一地方一部の人々にのみ限り用ゐられ、「全国内至る處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するものを云ふ」²⁴ものであり、国の中で「模範」として用いられる言語だと定義した。

このように上田万年による「標準語」概念の導入は、当時の言語学界がめざす方向性を示した。そのうえで上田は、標準語をどのように設定すべきかについて考察を行った。

上田の見解では、言語は現実の言語の使用状況に一致しにくいものであるため、それに「一標準」を規定することはしよせん「抽象的」な理想であって、時代と共に「其標準を移転しゆく」ものである。故に、確立した理想の言語が大きな変化を受けないように、規則を固く守って統一を実現していく強い支配力を必要とする。もしも仮に多少の変化が避けがたい場合でも、その進行をよりいっそう分別を持ち、秩序づけて進めるようにコントロールする力が必要である。このようにして標準語は、言語発達における大きな要素である維持作用を代表しているという。

上田はドイツなどの大国における標準語の確立過程を例として取り上げながら、標準語にすべき「国語観念」を語った。標準語は、人工的に方言から発達させた全国に通用する「理想言語」である。「その方言がさまざまな人工的工夫をされて、ついには飛びぬけて優れた地位に達し、信用と尊敬とを高めてきて」²⁵これによって、他の方言が排除されることになり、標準化された方言が支配力を得て日本民族の「慈母」になり、精神になり、自ら「国家語」となると上田は述べた。これは、いわゆる「日本型の言語ナショナリズム」に代表される論述であった。

「標準語」という用語が国語改良論者の中で定着し、使われるようになるのは、明治20年代後半以降であった。新たな概念の下で国語改良作業が進められた。上田万年の論文「標準語に就きて」以降、上田流の国語改良者の多数が、上田の「標準語」概念を手本に国語改革を進めるようになった。以下の岡野久胤の論述を実例として取り上げる。

上田万年より7歳年下、明治7年生まれ、1902年7月『言語学雑誌』に「標準語に就きて」という論文を投稿した。岡野も上田と同じく、東京帝国大学文化博言語学科を明治32年卒業した学者で、上田の後輩に当たるものである。これは岡野の言うところの「標準語」を選ぶ条件について言及している。それを概略すると以下のようになる。

標準語は、いかなる場合も、帝国の都という政経的側面、或いは東北と九州地方の間に位置するという地理的側面、或いは文化の中心地であるという側面などの要因により、東京語内の多様な言語変種のうち、東京の各社会階層に通用しうる中流社会の言語変種を指すことになる。東京の各社会一般に通用する言語、即ち中流社会の男子の言語を採るのである。それで、尚ほ言文一致文は中流社会の言語に修飾を加へて用ひると伝ふ²⁶

岡野の「標準語」についての論述を具体的に見ると、下記に記された東京語の社会言語のうち、①の「通用語」の例のような基盤を規範に作り、文法を自由に適宜固定化するこ

とであった。

- ① 通用語 →例： 私にも、それを、下さい。
- ② 男児 →例： あたいにも、それを、おくんな。
- ③ 女兒 →例： 私にも、それを、頂戴な。
- ④ 芸妓社会 →例： 私にも、それ、頂戴よ。
- ⑤ 書生社会 →例： 僕にも、それ、呉れ給へ。
- ⑥ 職人社会 →例： わしにも、それ、くんねい。

岡野の論文によると、上記の実例①の「通用語」は、東京の「中流社会」の言語変種として見なされた。これは、先ほど紹介した関根正直や上田万年や、上田の次の世代を代用する保科孝一など、大勢の国語論者に維持されていった。このような明白な定義の下で国語改良作業が進められ、「標準語」としての国語観念が次第に一般常識として、この時点では少なくとも、理論上受け入れられるようになった。

しかし上田が問題視したのは、「国語と国家と」の論文に見られるように、形成された近代国家である西洋大国の国語のように、日本語がまだ受けるべき手厚い待遇を受けてはいない点で、「大和男児」がその母である日本語に対して消極的な態度をとり、まるで他人のように母を扱っても平気でいられることを嘆いた。上田の論述では、教育のある日本人のほとんどは、文字として漢語を使うことが当たり前となっており、実際には英独仏の言葉が中国語よりも言語学的に日本語に近いものであるにも拘らず、今でも中国の文字に従うという悪い習慣に感わされており、やたらと漢字漢語を使っても不思議に思わない点を指摘した。²⁷ 現状の言語状況に対して不満を抱いた上田は日本人は自らの自国語を磨くべきであると述べたが、その作業への外国人の参加を拒否した。国家の力を借りて言語政策を実行する、という恩師加藤博之の使命を受けたわけである。

「国語と国家と」の論文の最後で上田は国家に対して、1日も早く反省し、国家が先頭にたって言語政策を実行し、「国語」の尊厳を維持することが、国家の義務であることを強調した。また、「国語研究に就て」の講義で上田は「国語改良問題」を国家に求めた。結局、上田が理想とする「標準語」は東京語のある社会言語にあったが、その政治理念について、以下のように明言した。

明治の大御世の言語には立派に一の新しき文法が制定せられ得る事を信ずる一人であります。明治の大御世の普通文も、遂には此新しき文法に支配されて、そして始めて一の新文学の期を開く²⁸

上田による「標準語」概念に読み取れる言語観は、明治後半に成立していく「標準語」の基本方針となり、国語調査委員会によって決定された標準語の制定の方針へと発展した。

「標準語の選定」、「方言の調査」、「文字の音声文字化」などの調査を決定した「国語調査会」は、疑いの余地もなく上田の理論を参考にした。「国語研究に就て」において上田は、文に必要なのは「自然」「明瞭」「論理」であると主張したが、漢文流・直訳流の文ではと

うてい俗語流の文には及ばないことを述べ、俗語流の文を高く評価した。故に上田は、国語の地位をまさに享有すべき（本来もっているはずの）地位まで引き上げようとし、熱烈に国語愛を高唱する愛国者であった。²⁹これは言語の側面から言うと、日本にとってきわめて新しい近代化と言えよう。

ヨーロッパの言語学を学んだ上田万年が帰国後の明治20年代末から30年代の初頭にかけて主張したもののうち、特に標準語の定義、音声言語学重視の国語、国語と国家の民族との関係などの論述は、国語設置委員会の方針に決定的な影響を与えた。

次に考察する国語調査会のメンバーとなった明治第二世代の国語改良運動家も、上記のような新たな言語認識に成り立つ「国語」を実現するため、国家の決定力を必要とした。そこでも上田万年の使命は大きかった。

III 言語近代化に国語調査会の位置づけ

1. 国語調査会委員会の設置

国語改良問題の決着をつけるために明治政府が「国語調査会」を設置した背景には、幕末から始まった欧米との不平等条約という問題があった。この点において、国家が半独立状態だと強く認識され、「独立」問題が「国語」の定着の重要性和関連付けられて論じられた。当時、日本思想界に伝えられたのは、ドイツの言語学者パウル・ヘルマン³⁰らの指導したドイツの愛国的な国語純化運動やドイツ哲学者フィヒテ³¹の思想であった。フランス占領下での「ドイツ国民に告ぐ」のフィヒテの講演は、ドイツ国民の心に抵抗の思想を呼び起こした。上田万年は、誰よりも早くその影響を受けた。上田が明治27年6月にドイツから帰国した時期とは、ちょうど日清戦争の開戦の年であった。戦勝によって勃興したナショナリズムを背景に、言語問題を取り上げ、単一国家・単一民族のための単一国語に不可欠な「標準語」制定について初めて論じた。日本は特に欧米大国と力を並べる可能性のあることが認識された時期でもあった。軍事力の点で一流国家の仲間入りができる、という誇りとともに、開国以来の欧米からの不平等な扱いを正したい、という欲求が強まる。だからこそ、国をまとめあげて、国力を高める必要を痛感したのであるが、国語を「制度」として確立させるのも、こうした大きな動きの一つであった。いわゆる国語管理運動を主導した加藤弘之や上田万年らは、国家による言語への介入を強く主張し、国中に通用する唯一の標準語を制定しうる国語管制を本格的に働きかけた。

明治29(1896)年11月に、上田万年は国家教育社において「国語調査会」を設置する必要性を演説し、翌年『教育時論』における「国語会議に就きて」の論述の中で、国語統一の中核機関を設置すべきことを唱えた。明治30年に、上田は加藤弘之、矢田部良吉、嘉納治五郎、井上哲次郎らと「国字改良会」を設立すると同時に、「国語調査会」の創設を熱心に働きかける。明治31年の「国語問題に於きて」では国語諸問題を調査するために、次のように国語調査会の設置を主張した。

宮内省或は文部省内に国語調査会を設置し、帝室より上下議員より、官公私の学者教育者より、其委員を選任して、以て此国家的問題を解決せしめ、然る後其成案を発表して、之を輿論に訴ふべし。これ国家が此上に為すべき、最も合理的なる一方案なりとする。³²

明治 32 (1899) 年 11 月には帝国教育会内に国字改良部が設けられ、前島密を部長に、大槻文彦・三宅米吉等を幹事とし、仮名字・ローマ字・新字・漢字節減の 4 部の調査部を置き、委員を定め、別に編集委員会により「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を、内閣及び文部省をはじめ、各大臣、貴衆両院議長に提出した。明治 33 (1900) 年 2 月には、貴族院、衆議院の両院で、帝国教育会の提出したその「請願書」が可決された。

請願内容は「国語国字国文ヲ改良シ、及ビ之ヲ実行セン為ニ、政府ニ於テ速ニ其ノ方法ノ調査ニ着手セラルベキコト」であった。桂内閣の下で「国語調査委員会」の設置が帝国議会に通過し、明治 35 年の 3 月に当委員官制が発布された。文部省が「国語調査委員会」において委託した 7 名は、³³ 委員長に前島密、委員に上田万年・那珂通世・大槻文彦・三宅雄二郎・徳富猪一郎・湯本武比古のメンバーで、その他にも朝比奈知泉や保科孝一などの追加構成員が任命された。この時点で定まった運動の方向性と勢いは継続し、明治 35 (1902) 年の「国語調査委員会」の方針事項発表につながり、日本初の国語管理制度が始まったわけである。

ところで、国語調査会の委員の名前を見る限り、皆がそれぞれの言語イデオロギーを抱きながら、西欧の言語モデルを導入することを一生の課題であると位置づけていた。例えば、調査会に大きな影響力を持っていた前島密や上田万年や加藤弘之は、漢文語をあくまで日本人にとって「外国語」であるという認識を有し、前述したように、加藤は日本語と中国語とは同じ系統ではなく、むしろ日本語はヨーロッパ言語に近いことを理由に言語学の導入を求めた。

その他の国語調査委員の研究歴を見ると、大多数は表音文字論者であることが分かる。例えば、委員長である前島密には、漢字廃止を徳川慶喜に建議した経歴があることから考えても、仮名字論者である。上田万年と保科孝一は、最終的にローマ字を使って東京の方言を標準化し全国に通用しうる「国語」を制定しようとしたローマ字論者であり、湯本武比古・大槻文彦の二人は前島と同じ仮名論者である。三宅裕次郎は明らかに漢字制限論者であった。

一方で、漢字保存論者や国学者・漢字学者の名前は一人も含まれておらず、各論壇誌では、その人選について批判的な向きもあった。例えば『太陽』³⁴ 誌は、この調査会において、西洋哲学を背景として仏教の新解釈を試みた漢字保存論者たる井上円了や、新国字調査が必要だとする新体詩運動先鞭者の井上哲次郎などの意見、あるいは絶対的新国字論者などの名前が見られないと指摘している。ただ一方で、『太陽』誌は調査委員の殆どが言語学の専門知識を有していることを評価し、当局者が委員たちを推薦した理由はそこにあるという肯定的な考えも示した。³⁵ 確かに『太陽』誌の評価通り、調査委員の専門性は高いのだが、

そこには明らかにイデオロギー的な下心が見て取れる。もし彼らが自分と同じ考えの委員ばかりを任命し、調査の結論をある方向に誘導することがあれば、調査自体が調査会設立の精神にそぐわないものとなり、問題となる可能性も残る。

2. 国語調査の方針事項の意義と国語の行方

国語調査委員会は、明治35年4月から6月までの間に9回委員会を開いて、7月に『官報』で調査方針を公表した。以下に抜粋する調査方針事項は、明治の国語改良運動の方向性を集約しているのみならず、日本の「国語」を実現するため、とりわけ「標準語」を定着させる方針でもあった。したがって、この調査方針を分析することによって、明治前半の国語改良運動の努力が当時の言語認識にどんな変化をもたらしたのか、理解できるであろう。

- 一 文字ハ音韻文字ヲ採用スルコトヽシ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトヽシ是ニ関スル調査ヲ為スコト
- 三 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四 方言ヲ調査シ標準語ヲ選定スルコト

本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス³⁶

上記の方針事項の「一」は「国字の選定」の問題で、すでに十分に述べたため、以下ではそれ以外について検討する。

国語調査委員会の補助委員であった保科孝一は、調査項目について次のような趣旨のことを述べている。四つの項目は相互に関連しており、最も重要なものは「三」の音韻組織の調査である。次に「四」の方言の調査が重要で、方言の調査は標準語を選定するために行われる。

「二」の言文一致体の調査は、標準語が定まれば自然に定まる。そして、「一」の仮名・ローマ字の調査は、標準語が定まっていないと意味をなさない。³⁷ 保科が項目「三」の重要性を指摘しているように、特に「三」は標準語の性質を決定する上で極めて重要な方針である。したがって、まず「二」の「言文一致体採用」と「四」の「標準語選定」の問題を取り上げてから、「三」について後に詳しく考察する。

「国語調査会」の事項をみると、やはり言と文のどちらを基本として標準語の文章が成り立つのかは、標準語を方向づける上で極めて重要な言語認識であろう。

明治前半に行われた国語国字改良問題の議論について保科孝一は、国語調査の方針事項が発表された同年の7月に書かれた「国語調査委員会決議事項について」の論文の中で次のように解釈している。保科によると、当時の「学者社会」に存在する言文一致体の様式について三つの案があった。第一には、言と文とを互いに調和させる案、すなわち言と文とを半分ずつ調合して一つの文体を作るという案である。第二は、言を文に同化させる案、すなわち、文を基本として言をこれに同化させるという案である。第三には、言を基本と

して従来のような文の様式はすべて捨てるという案である。

「国語調査会」の方針事項において漢字が取り上げられていないことは、保科による第三の案、とりわけ「言を基本として、従来のような文の様式はすべて捨てる」という案が、漢字重視という従来为国語認識とは全く異なった方向へ進められていったことを示している。

保科自身も当論文の中で、第三案を強く支持している。彼は、第一・第二の見解は「一種の誤解」に基づいたものであるから、これは健全な解釈と言えず、将来作り出して定めるべき言文一致体は、どこまでも今日の国語を基本として進めるべきもので、第一・第二の見解に従うべきものではない、と考えた。³⁸

そこで第三の見解に従えば、言文一致体という一種の文章の様式が「別に存在するのではなく、標準語が言文一致体となるのであるから、標準語が選定されたら、言文一致体の様式も定まるわけである」³⁹ということになる。

言文一致体とゆう一種の文章の様式が、別に存在するのでわなくして、標準語がすなわち、言文一致体となるのであるから、標準語が選定されれば、したがって言文一致体の様式も、一定するわけである。今日のごとき、言と文との懸隔が、消滅して、その間の調和が円満に成り立つわけである。けれども、かくの如き見解によって、成立った言文一致体わ、公用文、書簡文、その他、種々の場合にすべて同一の様式で、差支がなかるうか。また、国語を基本とするにしても、談話の際に交る位な、従来の文章における形式わ、挿入しても、差支わあるまいか。⁴⁰

保科、上田、その他の委員が「標準語」を確立させる目的は、論述した日本語内の「二言語併用」状況を解消することであった。上記で解説した保科孝一の論述に提起された方法によって、日本語内の多元変種併用、とりわけ「言」と「文」との隔たりが次第に消滅して、両者の間の調和が円満に成り立つという具体的な政策が考案された。そして、このような見解を基に「標準語」として国語が形成され、「臣民」に義務付けられることになる。このような「言語認識」は今後の国語を方向付ける方針となるため、公用文・書簡文・その他さまざまな場合にすべて同一の様式で行われるべきだと保科も主張した。⁴¹

上田万年も保科孝一と同様に、標準語が確立するためには、その母体となる方言は現在話されており、文章上にも使用されていることが必要であると考えた。具体的に言うと、既に取り上げた論文「標準語に就きて」にもあるように、上田の見解を通じて、「東京語」が日本の「国語」の母体になる資格があるため、教育上・議会上・法廷上・演劇上・文学上の言語として研究され、話し言葉を向上させるという言語政策までが提言されたのである。その案もまた「国語調査委員会」における「標準語の制定」を前提にした理論であった。

しかし現実には、国語調査会の基本方針とは別に「応急事項」⁴²も設置された。その内容は、教育のために当時の「普通語」および「漢字節約」を調査して標準語を決定する、というものであった。言い換えれば、国語調査が公認した「言文一致体」とは、口語変種と文語変種とを互いに調和させる言語形態であると思われる。それは江戸時代から流れて

きた「漢字かな交じり文」を大衆化した言語モデルである。このモデルにおいて、俗語の語彙と漢語とを同様に使い、両者を同じ文に調合して一つの文体を作ることをする。

このような「言語認識」の下で「文語」の改良による新たなモデルを一番初めに提供したのは、福沢諭吉を初めそれ以降登場する三宅裕次郎らのような「漢字節減論者（＝漢字かな交じり文）」であった。「国語調査会」のメンバーでもあった三宅裕次郎は、「文字とは、普通の人に意味を分からせて、読書家には意味以外の興味を持たせる必要がある」という認識から、「漢字かな交じり文」を書きことばとして採用すべきであり、文章としては「雅俗を折衷して、一種の言文一致を造るべき」⁴³であることを強調した。今まで漢字を受け継いだ日本人が、漢字から離れられないことを理由に続けてきた筆記に偏重した言語体系を批判した。

さて、国語調査の方針事項の中で特に注目すべきなのは、「三」の「国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト」である。音韻調査が重視されたことは、国語調査委員会も、国語改良運動の基本的な言語観、つまり音声・話しことば中心の言語観に立っていたことを意味する。また、上記に取り上げた上田万年と保科孝一の見解から、国語調査委員会が作ろうとしていたのは、規範となる唯一の日本語であったことが分かる。多くの方言の中から標準語を制定することで、話しことばを統一しようとした。同時に多様な書きことばを、言文一致体によって統一しようとした。そして、標準語を写した言文一致体とは、話しことばと書きことばを一致させることを意味した。国語調査委員会が、つまり明治政府による「国語改良」政策が、国語改良の究極の理念としたのは、音声・話しことばを中心とした国語の統一であった。そして、この調査項目には知識を伝達する道具としての言語という理念と、ナショナル・アイデンティティーとしての言語という理念とが同時にこめられている。「国語調査委員会の設置理由書」には「言語は思想を通じ知識を伝ふる要具にして、実に教育の基本たり」とあり、言語を知識獲得の道具と見なすとともに、「国語の統一は国民をして一致団結の心を起こさしむる一大要素たり」⁴⁴と、数年前に上田万年がイメージしたような形で国語をナショナル・アイデンティティーとして見なしてもいる。

前者の理念からは、文字の表音文字化、言文一致化、文体の画一化、話しことばの画一化という改良の方向が導きだされる。これらはすべて、言語の効率化を意図したものである。すなわち、国民教育の時代である明治にふさわしい、教育の媒体としての効率的な国語を作りだそうというものであった。一方、後者の理念からは、標準語の選定、言文一致体の採用による国語の統一、漢文系の文体（漢文訓読体・候文など）と漢字の排除が導きだされる。すなわち、国民国家の形成という明治の日本の課題に応じた、ナショナル・アイデンティティーとしての国語を作りだそうというものであった。

以上のような言語に関する理念から、国語の現状に対する批判がなされる。「国語調査委員会の設置理由書」では、標準語の問題について次のように述べられている。

我国語の現状を見るに発音濁の濁濁語勢の不同甚だしく、奥羽地方の者と九州地方の者とは日常の談話すら満足に為し能はざるが如き有様なり、此の如く支離滅裂して更

に統一なき国語は常に交通上に不便なるのみならず、教育の進歩を遅滞せしめ、国家的觀念の發展を沮害すること鮮少ならざるべし。⁴⁵

標準語を欠いた現状が、コミュニケーション上の不便と、「国家的觀念の發展」の阻害との両面から批判されている。また、文体に関しては次のように述べられている。

我国今日の文章の如く其体の雑駁なるはなし、国語の法則仮名遣等を顧みざる漢文口調の文あれば、洋語を学びたるものならねば解すること能はざる洋文直訳体の文もあり、又強て死語を用ひ古文脈に依りたる擬古文あれば今日の俗語を其儘に書き下したる言文一致体もあり、又是等の諸体を彼是折衷したるが如きあり、或は又封建時代の公文たりし候文と云ふものあり、此如く文体の統一せざるは単に教育上社交上の不便のみならず、我国文学の名誉に関するものあるなり之が一定を計るは豈今日の急務ならずや⁴⁶

「教育社交上の不便」という言語を道具と見なす観点と、「我国文学の名誉」という言語をナショナル・アイデンティティーと見なす観点が、文体についても共存していることがわかる。

以上のように国語調査委員会は、国家の近代化に対応する国語を生み出すという目的を持っていた。国語調査委員会が設置されたということは、国語国字問題は国家が解決すべき課題であるということが認められたことを意味している。国語は国家の要素として管理・統制される対象となり、そのための機関が国家の制度として設けられたことは、国語の管理の制度化と呼びうる出来事であり、画期的なものであった。国語管理制度が出来たことにより、「標準語」が固定化し、それが西欧で言うナショナル・ランゲージとして、国家主義的理念と唯一の言語的コミュニケーションの道具としての機能を持つに至った。

結び

西洋的な国民国家をモデルにした近代日本は見事な国家を作り上げるに到ったが、国民形成のほうはそれよりかなり遅れた。その要因は主に政治理念として機能し、国家との接点を担う“National Language” 確立の遅れにあったのではないかと考えられる。

バイリンガルな言語状況であった西洋の各々の国において、言語問題はそれほど困難ではなかった。言い換えれば、「ラテン語」対「国言葉」という二つの選択肢のうち、ナショナルリズムの時代に伴って、後者が自然と国語化していった。ドイツ・フランス・ロシア・イギリスなどの「国」は、「旧文化」に対する反発の一つの現れとして母語を尊重し、いわゆる「俗語改革」を進め、最終的に近代文学確立と共に健全な言語体系を定着させたのである。

一方日本の場合、「日本“語”」社会において「文」と「言」という違った言語体系が

併用された状況が、明治時代になっても引き続き固定化した。日本語内の「多元変種」のうち、どれを言語選択肢として決めるべきなのかによって、明治国家の方向性とそのイデオロギーが左右されうることもあった。ゆえに、明治政府が「文」と「言」という「二言語併用」問題解決に対して真正面からのとりくみをさげ、民間系運動に任せたのも前述した通りである。事実、当時の明治政府では高位言語として認識されてきた漢文も含む「伝統文語」が支配的であった。それも特定の階層に限られ、一般大衆の啓蒙・育成に不利な手段であった。この言語状況の不安定性に対して不安を抱いた欧化主義者であった森有礼の日本語を代行する「外国語採用」論、前島密の推奨した「漢字廃止」論、ローマ字ないし仮名を「国字」にする運動家たち、或いは二葉亭四迷の作品に象徴される「言文一致体」の実践などの各運動が、限られた「言語派」レベルで試行された。例えば、明治6(1873)年の森有礼を初め、西村茂樹や福沢諭吉や西周や加藤弘之らによって設立された日本最初の学術雑誌『明六雑誌』に見られる「普通語」、大蔵省印刷局から刊行された明治国家の機関紙『官報』などで使われた「漢文訓読体」、二葉亭四迷・山田美妙・岡崎紅葉らの話し言葉に近い「言文一致体」、その他講演上の「口語」、お笑いなどに使われた「俗語」など等の現状から分かるように、民間レベルの各領域にも国家レベルにも多様な言語変種が並存したため、ほとんどの場合、皆に合意されるような言語体系の確立には至らなかった。

明治前半に盛んに試行された「言文一致」運動を実例として取り上げたように、その運動は言語学の専門家ではなく、啓蒙家・社会改革家によって担われてきた。彼らは幼い頃から漢文語を身に付け、これによって思想・社会論述を筆記することが出来る特殊な身分であったし、啓蒙家や社会改革家も含む言文一致運動家たちは「書記」を本職としていたのである。このことがそれらの運動の形態に大きく影響した。いままでの論述から分かることは、「言文一致体」運動そのものは、ほとんどの場合「ことば」の問題ではなく「文字」の問題なのである。運動家の「言文一致体」の試みの目的は、日本人同士が理解し合うというよりも、教育及び啓蒙のためにいかに読み書きしやすい「文」を工夫するのからであった。この背景には、明治以前と同様の言語認識、とりわけ上位言語である筆記言語に基づいて「国語国字改良」が試行されたことや、また文法規範の不在ということもあった。上田万年は明治27年11月の講演「国語研究に就て」の中で、日本の言語状況について、今までの国語学者は主に文章上の国語のみを調べて、談話上の語のほうはほとんどすべて捨ておいたことを指摘した上で、これが「たいへん大きな考え違い」であると批判し、「標準語」の制定をコントロールしうる言語規範を訴えた。

よって、話し言葉がある種の「文語」に吸収された結果、「言文一致」ではなく、新たな「文語」が創案されたのである。「言文一致体」が成立したと言われても、それは「文学」作品に適用することには成功⁴⁷したのであるが、他の分野に適用しようとしても、民間に様々な言語変種が存在したため、ほとんどの場合、諸変種が合意されるようなあらゆる社会的な言語要求に対応できる「媒介言語」の確立には至らなかった。日本語内の「多元変種併用」状況は、社会の「病」として、また国家優先課題として捉えなかった明治政府は、それを解消するのに30年以上費やした。

西洋文明との接触の下で、危険かつ不安定な状況と見なされる日本語内の「多言語変種併用」現象が本格的に解消され始めたのは、20世紀初期以降、明治政府の支持及び全面的な支援で設置された「国語調査会」によって「標準語」が制定される時期であった。それまでの欧化主義に偏りすぎた「俗語改革」が民間系に主導されて行われた。これらのエリート階層による伝統「文語」改革運動は自らのイデオロギーに基づいて起こったが、いずれの運動も「政治性」という決定力を欠いたものであった。結果的に、国語国字改良論に賛成もせず、また公に反対もせざる大多数の人民及び有力者によって、国字改良は常に挫折するという主張が現れても不思議なことではなかった。とは言え、これらの民間系運動を引き継いだ明治生まれの第一世代は、これまで論じてきたように、音声主義を基礎とする西洋言語学を身につけ、政府の高官に任命されると、これらの運動は19世紀末から20世紀にかけて新たな展開を迎え、日本の国語認識に大きな変化をもたらした。この言語変遷に基づいて、「標準語」確立への扉が開かれ始めた。

1902年の「国語調査会」が念頭に置いた上記の言語観とは、話しことばに見いだされる言語的な価値と現実性と能率性が強調されることであった。そして、この言語観に基づいて強く推奨された東京の中流社会の言語変種が、同胞的な絆として「一国民」を形成し、国家による中央支配を強める。つまり、「標準語」が「国家」と「住民」と「国体」とを結び、その仲介役を果すことになり、新しい言語観に立つ「国語」イデオロギーが示された。この言語観を主導した加藤博之、上田万年、大槻文彦などは、国語問題が国家の義務であるという認識を、議会や政府、メディア、そして大衆にもたせた。これは、以降の「国語」の運命でもあった。

標準語の成立期は、「国語調査会」の基本事項の分析から論述したように、「文」と「言」とを比べた場合、「言」の文章が主流の位置に転ずる時期と見てよい。繰り返しとなるが、話し言葉を重視した明治35年に発表された「国語調査委員会」の方針は、『太陽』誌や『朝日新聞』や『読売新聞』などが号毎に取材していた様子から分かるように日本国内で広く話題となり、それ以後の国語の方向性を集約している。結果的に、「国語」内の多元言語変種を象徴した状況は、言語政策によって政治・経済の中心地である首都の「教育ある東京人の話す東京語」の洗練された「標準語」に吸収され、「標準語」が定着するに至ったのである。それを成功させた要因は、言語への介入、及び方向付けを決定することができた「国家政策」以外の何物でもない。とりわけ言語管制制度が成立したことによって、それ以降、漢字制限、語尾の統一、送り仮名問題、現代仮名遣いの導入、差別用語廃止、敬語などを、国家が操作することが可能となった。明治以降も、国家を超えたより広い社会全体、文明全体の営為として、日本語のあるべき姿について一定のコンセンサスが形成されてゆく過程が見られ、規範意識としての標準語は、ある程度人々の意識のなかにイデオロギーとして固定化させられたのは周知の通りである。

- 1 渡辺実 『日本語要説』岩波テキストブックス、1997、62頁。
- 2 江戸時代には多様な文体があり、その間に使用域の違いと価値の序列があった。公式の文章は漢文であり、最も価値の高い文体であった。庶民の文学は雅俗折衷文、口語文で書かれ、それらの文体は漢文よりも劣ったものとみなされていた。文体は書かれる内容とも対応しており、漢文には聖なるもの、真面目なものについて書く時に用いられ、口語文は俗なものを書くのに用いられていた。つまり、書き手と文体と書かれる内容との間には対応があり、「言文一致」がヨーロッパより遥かに早く実行されていたのである。その意味で、日本は、アラビア語圏とギリシアのような言語状況とはほぼ同じである。
- 3 柄谷行人 『<戦前>の思考』講談社、2002年、p.129-130
- 4 森岡健二 『近代語の成立－文体編－』明治書院、1991、24頁～。
- 5 上田万年 『太陽』明治34年3月5日。尚、筆者が本文を現代語に書き直している。
- 6 山本正秀 『近代文体発生の史的研究』岩波書店、1965年。
平井昌夫 『国語国字問題の歴史』昭森社、1948年。
- 7 アーデルアミン 「中間言語という国語」『教育研究論集』横浜国立大学留学生センター、2006、13号)
- 8 酒井直樹 『死産される日本語・日本人―「日本」の歴史 - 地政的配置』新曜社、1996年、p.166-210。(1996)
- 9 イ・ヨンスク 『「国語」という思想』岩波書店、1996。尚、⑧と⑨についての詳しい批評は、Segawa Hazuki 「戦後日本語教育史研究の課題」横浜国立大学留学生センター教育研究論集第13号2006年。
- 10 加藤弘之は、10年後、講演「日本語学の事につきて（明治25年5月）の中で、「博語」を「言語学」に改めた。
- 11 加藤博之「博言学に関する議案」→吉田澄夫『明治以降国語問題論集』風間書房、1964年、p.63～。
- 12 加藤博之「日本語学の事につきて」→吉田澄夫『明治以降国語問題論集』前掲書、p.84-95。
- 13 山本正秀 『近代文体発生の史的研究』岩波書店、1965年、p.741～。関根正直の論文「国語ノ本体并ヒニ其価値」が載せられている。
- 14 関根正直の「国語ノ本体并ヒニ其価値」の引用は、山本正秀、1965年、前書より。尚、文章を現代語に改めた。
- 15 東京帝国大学総長の加藤博之が提唱していた大学の古典講習科が設置されるに至ったのは明治15年だった。この古典科出身の関根正直は「中古文に存する語格中、時代を下るに従って」漸く頽れて来た語法を公認することを希望し、明治28年4月早稲田文学誌上に語法私見と題する論文を載せた。この論文の結論で、関根正直は「鎌倉以降次第にくづれて来て汎く用いられている（もの）を許容しようと唱へたのである。また、関根はこれに続いて、係り結びに関しても同様の意見を追加した。関根の提言した文法論は、寺町愛山・岸上質軒等から反対され、また佐藤要吉などからも、その一部に反対の意を示された。しかし上田万年からは強く支持され、その後、彼の提案は文部省の文法許可容案の基礎をなすことになる。
- 16 イ・ヨンスクは『国語という思想』（岩波書店、1996）の中で、上田の諸論文を明細に解釈しているので、当書の「第2部（p.96-155）」を参照されたい。

- 17 以降の論述は、上田万年の講演「国語と国家と(1894年10月8日)」→『明治文学全集 44』筑摩書房、p.108～。
- 18 上田が四番目にあげた「法律」に関して、真の国家は、法律によって成立している。治外法権の下にある国家も、教育制度が完備していない国家も、まだ真の国家ではないという。
- 19 上田は、土地・人種などの上に結び付けて、未来の結合を計画するのが「教育」である。その結び付け方によって、国家教育・宗教教育・博愛教育などの数種類が生じる。この教育主義が確定、実行されることによって、今後の国家の命運に関係する、と述べる。
- 20 上田万年「国語と国家と」1894年、前掲書。
- 21 上田万年「国語研究に就て」1894年→『明治文学全集 44』筑摩書房、1968年
- 22 上田万年「国語研究に就て」前掲書。
- 23 岡野久胤「標準語に就て」→『言語学雑誌』、1902年7月3巻2号。
- 24 上田万年「標準語に就て」→『帝国文学』、1895年1月第1巻第1号所載。
- 25 上田万年「標準語に就て」同書同号。
- 26 岡野久胤「標準語に就て」、吉田澄夫『明治以降国語問題諸案集成』風間書房、1972年、p.509。では、
- 27 中国語に対する上田の立場は、先ほど紹介した加藤弘之とほぼ一致している。二人とも日本語・日本語が「漢字漢文」の支配からの独立を訴える刺激的な論述を度々見られる。上田もいうのに、古くて時代遅れの習慣に長くひたって完全に自分を忘れてしまい、今のままの日本語の状況にも不満を表明した。詳しくは「国家語と国家」前掲書。
- 28 上田万年「国語研究に就て」前掲書。
- 29 上田万年「国語研究に就て」前掲書。
- 30 Hermann Paul(1846-1921)は、『ドイツ語辞典』『ドイツ語文法』を著わし、純粋なゲルマン語研究で有名。上田自身の、論文「標準語に就いて」が標準語の本質について、パウルの「標準語」に部分的に影響されたことがよく知られている。
- 31 Johann Gottlieb Fichte (1762-1814)は、ドイツ哲学者の認識論的主義概念を、一切を自己の絶対的自由の活動性から生ぜしめる絶対的自慢へと拡張したベルリン大学総長であった。なお、『ドイツ国民に告ぐ』は小野浩に訳されている。→角川書店、1953年。
- 32 上田万年「内地雑居に於ける語学問題上」『太陽』第4巻第1号、明治31年1月1日
- 33 福井久蔵「国語学史」『福井久蔵著作選集』国書刊行会、1942年、p.240。
- 34 「時事評論」『太陽』誌、6巻6号.35頁
- 35 「時事評論」、前掲書。
- 36 文部省「国語調査委員会決議事項」『官報』1902、5699号7月4日。
- 37 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」『言語学雑誌』1902年、7月、3ノ2。
- 38 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」、同書。
- 39 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」、同書。
- 40 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」、同書。
- 41 保科孝一「国語調査委員会決議事項について」、同書。
- 42 文部省「国語調査委員会決議事項」前掲書

43 『太陽』1901年5月号。

44 前島密『鴻爪痕』前島会、1955年、p.153-154。

45 前島密、同書、p.176。

46 前島密、同書、p.177-178。

47 小説の言文一致体採用パーセンテージについて、山本正秀の調べでは、明治38年度「78%」、明治39年度「91%」、明治40年度「98%」と上昇し、明治41年度では、全作品が言文一致体であるという結果を得た。→山本正秀 『近代文体発生の史的研究』岩波書店、1965年、p.51。

この調査に対して、鈴木貞美が、最近書いた論文の中で「言文一致を、まるで漢字廃止論と並ぶ大きな変革の提言のように扱っている。さらに『最も先行したのが文学の分野』とある。これも疑わしい」と山本の上記の調査全体を批判している。↓

鈴木貞美「言文一致と写生再考—「た」の性格」『國語と國文學』東京大学国語国文学会、2005年、7月号。

ABSTRACT

The Constitution of the National Language Academy in Japan: As a Model of Language Reform

This research is one of a series of researches undertaken by the author concerning the model of Japanese language reform. The language reform process referred to by the author as the trials of finding a remedy for the “Spectro-glossia” phenomenon that Japan faced and suffered from, till the end of the 19th century. Consequently it therefore differs from the “vulgar reform movement” and shows similarity between the Arab world and Japan in the existence of this phenomenon.

This paper rests on the governmental constitution of the “Language Investigation committee (1902)”; that was the start of the National Japanese language academy, which came 30 years later, marking the evolution of the “standard language” that was implemented by the government as a national language at the beginnings of the 20th century.

I will argue the Invention of, what is known by “Koku-go (Japanese language nationalism)” through three criteria:

- 1-The linguistic, social and political background until the constitution of the Language Investigation committee.
- 2-Drawing an ideological relationship between “Koku-go (= the national language), the people and the imperial system, through the visions of the” Language Investigation committee” members.
- 3- Reasoning the choice of the Tokyo’s dialect to become the unified national language.